

# 豊後高田市地域防災計画

(資料集)

豊後高田市防災会議

令和8年2月

## 目次

### 【市指定避難所等】

◇市指定避難所	1
◇市指定緊急避難場所	2
◇福祉避難所	3
◇津波避難ビル	4

### 【災害危険箇所等の状況】

1 土砂災害警戒区域等	5
2 砂防指定地	5
3 急傾斜地崩壊危険区域	5
4 山地災害危険地区	5
5 農地海岸保全区域	5
6 重要水防区域等	5
7 災害危険河川区域	5
8 要配慮者利用施設	6
9 災害協定等の締結状況	8

### 【災害関係例規】

◇豊後高田市防災会議条例	11
◇豊後高田市災害対策本部条例	14
◇豊後高田市災害対策本部規程	16
◇豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例	27
◇豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	33
◇豊後高田市災害弔慰金等支給要綱	61

◇豊後高田市災害見舞金等支給要綱	64
◇豊後高田市災害被災者住宅再建等支援金交付要綱	68
◇豊後高田市税減免に関する規則	83

## 市指定避難所

凡例 ○:使用可 △:災害規模により使用可・不可 ×:使用不可

地区	No	施設名	所在地	海拔(m)	収容人数	耐震	地震	洪水	土砂災害	津波	高潮
高田地区	1	豊後高田市高田庁舎	是永町39-3	6.15	940	○	○	△	○	○	△
	2	高田小学校	新地1460	4.04	770	○	○	△	○	○	△
	3	勤労青少年ホーム	新町1007-4	3.50	58	○	○	△	○	○	△
	4	隣保館	新地1278	4.63	70	×	×	△	○	○	×
	5	西土居集会所	来縄2475-1	7.16	50	×	×	○	○	○	○
	6	白石集会所	界1611	6.89	50	×	×	○	○	○	○
	7	犬田老人憩の家	界398	10.00	30	○	○	○	○	○	○
	8	檜林老人憩の家	界1200-4	8.60	40	○	○	○	○	○	○
桂陽地区	9	高田中学校	玉津473	18.95	370	○	○	○	○	○	○
	10	桂陽小学校	玉津1053	12.42	210	○	○	○	○	○	○
	11	高田高等学校	玉津1834-1	16.60	610	○	○	○	○	○	○
	12	中央公民館	玉津987	12.08	660	○	○	○	○	○	○
	13	健康交流センター花いろ	美和1335-1	11.69	770	○	○	×	○	○	○
河内地区	14	河内中学校	佐野4993	28.05	220	○	○	△	○	○	○
	15	河内小学校	佐野2017	28.85	230	○	○	△	○	○	○
	16	河内公民館	佐野2017	28.80	70	○	○	×	○	○	○
田染地区	17	田染中学校	田染池部1742	86.79	260	○	○	△	○	○	○
	18	田染小学校	田染相原50	86.85	230	○	○	△	○	○	○
都甲地区	19	東都甲公民館	新城1885-3	130.13	110	○	○	○	○	○	○
	20	並石ダムグリーンランド	一畑1587	208.70	50	○	○	○	×	○	○
	21	旧都甲小学校体育館	新城83	78.03	150	○	○	○	○	○	○
	22	戴星学園	松行363	72.08	260	○	○	○	△	○	○
	23	西都甲公民館	松行55	57.42	80	○	○	○	×	○	○
草地地区	24	草地小学校	草地292-2	9.08	180	○	○	○	○	○	○
	25	草地公民館	草地292-2	9.77	120	○	○	○	○	○	○
呉崎地区	26	呉崎小学校	呉崎1551	2.10	144	○	○	△	○	×	△
真玉地区	27	真玉公民館	中真玉2144-12	4.76	170	○	○	△	○	○	△
	28	真玉体育センター	西真玉3331	15.76	620	○	○	○	○	○	○
	29	真玉小学校	中真玉5809	20.37	420	○	○	○	△	○	○
白野地区	30	白野公民館	白野3077	12.88	80	○	○	×	○	○	○
	31	白野小学校	白野2874	19.51	230	○	○	○	△	○	○
三浦地区	32	三浦小学校	堅来4455	13.17	150	○	○	○	△	○	○
三重地区	33	旧三重小学校	上香々地4389	61.08	180	○	○	○	×	○	○
香々地地区	34	香々地中学校	香々地3400	7.16	260	○	○	△	○	○	○
	35	香々地公民館	見目110	7.64	350	○	○	△	○	○	○
	36	香々地青少年の家	香々地5151	30.94	480	○	○	○	○	○	○

## 市指定緊急避難場所

地区	番号	指定緊急避難場所	住所	海拔(m)	面積(㎡)	収容人数
高田	1	高田市民グラウンド	豊後高田市水崎1096	13.80	6,800	3,400
	2	来縄児童公園	豊後高田市来縄316-1	12.92	360	180
	3	白石児童公園	豊後高田市界1606-2	9.36	590	295
	4	割掛遺跡史跡公園	豊後高田市来縄3423	17.50	1,670	835
桂陽	5	高田中学校グラウンド	豊後高田市玉津473	18.95	8,450	4,225
	6	桂陽小学校グラウンド	豊後高田市玉津1053	12.42	5,440	2,720
	7	大分県立高田高等学校グラウンド	豊後高田市玉津1834-1	16.60	15,100	7,550
	8	旧美和分校グラウンド	豊後高田市美和1057	35.02	570	285
	9	中核工業団地「丘の公園」	豊後高田市かみなえ台42	90.81	14,880	7,440
河内	10	河内中学校グラウンド	豊後高田市佐野4993	28.05	6,720	3,360
	11	河内小学校グラウンド	豊後高田市佐野2017	28.85	5,340	2,670
田染	12	田染中学校グラウンド	豊後高田市田染池部1742	86.79	6,360	3,180
	13	田染小学校グラウンド	豊後高田市田染相原50	86.85	3,440	1,720
都甲	14	旧都甲小学校グラウンド	豊後高田市新城83	78.03	3,420	1,710
	15	戴星学園グラウンド	豊後高田市松行363	72.08	4,410	2,205
草地	16	草地小学校グラウンド	豊後高田市草地292-2	9.08	4,540	2,270
呉崎	17	和光保育園園庭	豊後高田市新栄1220-2	6.40	450	225
真玉	18	真玉小学校グラウンド	豊後高田市中真玉5809	20.37	2,690	1,345
	19	真玉火葬場跡地	豊後高田市中真玉555	28.10	140	70
	20	旧真玉小学校グラウンド	豊後高田市西真玉3320	20.36	2,960	1,480
	21	大村グラウンド	豊後高田市西真玉3081-1	16.24	7,010	3,505
	22	旧上真玉小学校グラウンド	豊後高田市黒土10	58.95	930	465
白野	23	白野小学校グラウンド	豊後高田市白野2874	19.51	2,640	1,320
	24	真玉市民グラウンド	豊後高田市白野4315-2	20.36	7,690	3,845
	25	栗嶋公園	豊後高田市白野7-6	27.20	1,740	870
三浦	26	三浦小学校グラウンド	豊後高田市堅来4455	13.17	2,390	1,195
三重	27	旧三重小学校グラウンド	豊後高田市上香々地4389	61.08	1,720	860
香々地	28	香々地中学校グラウンド	豊後高田市香々地3400	7.16	6,830	3,415
	29	長崎鼻リゾートキャンプ場	豊後高田市見目4060	18.70	1,110	555
	30	香々地市民グラウンド	豊後高田市香々地6517	42.00	7,380	3,690

福祉避難所

番号	施設名称	所在地	指定 避難所
1	豊後高田市高田庁舎	是永町39番地3	○
2	養護老人ホーム 六郷園	新地1274番地	
3	健康交流センター 花いろ	美和1335番地1	
4	障害者支援施設 コスモス	美和1684番地	
5	並石ダムグリーンランド	一畑1587番地	
6	特別養護老人ホーム やすらぎの里	呉崎755番地1	
7	スパランド真玉	城前156番地1	
8	特別養護老人ホーム 真寿苑	白野4298番地3	
9	デイサービスセンター 真寿苑	白野4298番地3	
10	デイサービスセンター 周防苑	白野4335番地3	○
11	豊後高田市老人介護支援センター	白野4335番地3	○
12	大分県立社会教育総合センター 香々地青少年の家	香々地5151番地	
13	豊後高田市生活支援ハウス	見目104番地	○

指定福祉避難所とは、災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する施設です。

## 津波避難ビル

番号	津波避難ビル	所在地 (豊後高田市)	階 数	収容人数	建築年
1	NTT豊後高田ビル	高田744番地	4階	460人	昭和39年1月 昭和49年4月増築
2	九州特殊土木株式会社	高田2878番地	3階	270人	平成7年10月
3	加宝インテックビル	金谷町1185番地	5階	220人	平成4年6月
4	エクレールヤスダ	新町988番地	7階	300人	平成7年3月
5	パークサイド野上Ⅱ	新地1017番地	5階	160人	平成11年8月

## 【災害危険箇所等の状況】

### 1 土砂災害警戒区域等

(1) 大分県地域防災計画に記載されている大分県土砂災害警戒区域等情報を参照する。

(2) 豊後高田市において下記の土地を急傾斜地崩壊危険箇所として指定している。

箇所番号	箇所名	大字	小字	箇所延長 (m)	高さ (m)	人家戸数 (戸)
1	田染落	田染落	中野	9.3	5.4	1
2	川内	羽根	川内	12.0	12.0	1
3	帯田	大平	帯田	26.0	7.0	1

### 2 砂防指定地

大分県地域防災計画に記載されている大分県内の砂防指定地一覧表を参照する。

### 3 急傾斜地崩壊危険区域

大分県地域防災計画に記載されている大分県内の急傾斜地崩壊危険区域一覧表を参照する。

### 4 山地災害危険地区

大分県地域防災計画に記載されている大分県山地災害危険地区情報を参照する。

### 5 農地海岸保全区域

大分県地域防災計画に記載されている農地海岸保全区域を参照する。

### 6 重要水防区域等

大分県地域防災計画に記載されている重要水防区域等を参照する。

### 7 災害危険河川区域

大分県地域防災計画に記載されている災害危険河川区域を参照する。

## 8 要配慮者利用施設

○:危険箇所に立地する施設

番号	施設名	所在地	災害区分			
			洪水	高潮	津波	土砂災害
1	臼野小学校	臼野2874				○
2	香々地小学校	香々地3546	○	○		○
3	三浦小学校	堅来4455				○
4	呉崎小学校	呉崎1551	○	○	○	
5	河内小学校	佐野2017番地	○			
6	高田小学校	新地1460	○	○		
7	田染小学校	田染相原50番地	○			
8	真玉小学校	中真玉5809				○
9	戴星学園	松行363				○
10	香々地中学校	香々地3400	○			
11	真玉中学校	中真玉117		○	○	
12	河内中学校	佐野4993	○			
13	田染中学校	田染池部1742	○			
14	キラリいろ幼稚園	中真玉5809				○
15	夢いろ幼稚園	美和1343	○			
16	千嶋病院	呉崎738-1	○	○	○	
17	高田中央病院	新地1176-1	○	○		
18	花っこルーム香々地	見目105	○			
19	花っこルーム真玉	中真玉2144-12	○	○		
20	花っこルーム高田	美和1335-1	○			
21	河内保育園	佐野2043	○			
22	香々地保育園	見目705-13	○	○	○	
23	さわらび保育園	来縄2586番地	○			
24	かかぢ児童クラブ	香々地3546(香々地小学校内)	○	○		○
25	わこう児童クラブ	呉崎1535-1(呉崎幼稚園跡)	○	○	○	
26	たんぼぼ児童クラブ	佐野2017番地	○			
27	たかだ児童クラブ	新地1460(高田小学校内)	○	○		
28	田染っ子児童クラブ	田染相原50番地	○			
29	またま児童クラブ	中真玉5809(真玉小学校内)				○
30	都甲っ子のびのびクラブ	松行363(戴星学園内)				○
31	生活支援ハウス (デイサービスセンターふれあい館)	見目104	○			
32	玉津座銀鈴堂	玉津419-1	○	○		
33	ケアプレイス オリーブ	新地1157	○	○		
34	あっとほーむ玄々堂・高田	呉崎3158-2		○	○	
35	サンライフ・オリーブ高田西館	新地1155	○	○		
36	ライフコート高田中央	新地1170	○	○		
37	サンライフ・オリーブ高田東館	本町1252	○	○		
38	六郷園	新地1274	○	○		
39	グループホーム 光	呉崎2005-1	○	○	○	

○:危険箇所 に立地する施設

番号	施設名	所在地	災害区分			
			洪水	高潮	津波	土砂災害
40	グループホーム ゆうあい	呉崎760-2		○	○	
41	障がい者グループホーム サルビア	玉津1550-1		○		
42	グループホームコスモス	玉津264	○			
43	介護サービス包括型共同生活援助事業所 大樹	高田 2110-1	○	○		
44	高田みづほ園	呉崎760-7		○	○	
45	地域活動支援センター すばる	呉崎760-8		○	○	
46	実りえ	御玉89番地2	○	○		
47	児童デイサービス虹のわ	呉崎2680番地1	○	○	○	
48	わくわくぶらす	玉津243番地	○	○		
49	チャイルドハート高田2番館	新町2825-4	○	○		
50	児童デイサービスひまわり	新町2828番地	○	○		
51	就労継続支援B型 大樹	高田 2110-6	○	○	○	
52	みづほ障がい者相談支援センター	呉崎760-7		○	○	
53	希の里居宅介護支援事業所	呉崎755	○	○	○	
54	さくらライフプランニング	新地1176-1	○	○		
55	ケアサポート香々地	見目3915-1		○	○	
56	居宅介護支援事業所 オリーブ高田	新地1176-4	○	○		
57	デイホーム玄々堂	呉崎3158-2		○	○	
58	やすらぎの里デイサービスセンター	呉崎775-10	○	○	○	
59	デイサービス オリーブ高田	新地1169	○	○		
60	特別養護老人ホーム やすらぎの里	呉崎755-1	○	○	○	
61	グループホーム 和の里	呉崎755	○	○	○	
62	グループホーム やすらぎの里	呉崎775-10	○	○	○	
63	認知症対応型デイサービスセンター やすらぎの里	呉崎755-1	○	○	○	
64	希の里	呉崎755	○	○	○	
65	サングレイス香々地	見目3915-1		○	○	
			48	44	23	9

洪水及び高潮:水防法第15条に基づく要配慮者利用施設

津波:津波防災地域づくりに関する法律第71条に基づく避難促進施設

土砂災害:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく要配慮者利用施設

9 災害協定等の締結状況

項	協定、覚書等の名称	締結日	締結相手	内容
1	災害復旧に関する覚書	H8.6.28	九州電力株式会社 中津配電事業所	被災情報の収集、提供等情報連絡を密にするとともに、復旧業務の迅速かつ円滑な推進を図る。
2	相互応援協定書	H9.10.1	・中津市 ・宇佐市	応援救助、復旧防災業務のための応援出動
3	災害時における豊後高田市 市内郵便局・豊後高田市 間の相互協力に関する覚書	H9.10.1	市内郵便局	1. 双方が所有、使用管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所としての相互使用 2. 収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 3. 災害救助法適用時における郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び避難場所への臨時郵便差出箱の設置 4. その他協力できる事項
4	大分県及び市町村相互 間の災害時応援協定書	H10.5.18	大分県内市町村	1. 災害応急措置に必要な職員の派遣 2. 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供 3. 避難及び収容のための施設の提供 4. 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 5. 救助及び救援活動に必要な車両、舟艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供 6. ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供 7. 火葬場の提供 8. その他被災市町村の長から特に要請のあったもの
5	協力体制確認書(豊後高田市)	H16.9.1	医療法人新生会 高田中央病院	1. 診療活動の継続の為に水や物資の供給を行う。 2. 住民の生命を守る為に協力する。
6	協力体制確認書(豊後高田市消防団)	H16.9.1	医療法人新生会高田中央病院	1. 診療活動の継続の為に協力する。 2. 住民の生命を守る為に協力する。
7	災害時等における緊急作業に関する協定書	H19.1.17	大分県建設業協会 豊後高田支部	1. パトロール及び状況報告 2. 崩土、落石又は倒木の除去 3. 決壊箇所の安全対策 4. 陥没等の復旧 5. 落下物又は障害物の除去 6. 土のう積等の小規模な緊急復旧 7. 水防活動時における資材運搬等の後方支援 8. 建築資機材の最優先供給 9. その他、二次被害防止のため、緊急に作業を要すると認めるもの
8	災害時における医薬品等の供給等に関する協定書	H19.1.17	大分県薬剤師会高田支部	救急医薬品等の供給等の協力について
9 ～ 13	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書	H19.1.17	・(株)トキハインダストリー ・(株)あさの食専 ・(有)内田百貨店 ・(有)小串商店スーパーバリューまたま ・(有)小串商店スーパーバリューかかぢ	食糧及び生活必需品の供給等について
14	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	H19.1.17	大分県石油販売協同組合高田支部	石油類燃料の供給等について
15	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書	H19.1.17	大分県エルピーガス協会豊後高田支	LPガスの供給等について
16	災害時における情報収集等の協力に関する協定書	H19.1.17	日赤豊後高田ハムクラブ	災害情報の収集について

項	協定、覚書等の名称	締結日	締結相手	内容
17	災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書	H19.1.17	豊後高田市管工事協同組合	応急給水及び水道施設の復旧工事を円滑に実施
18	豊後高田市における大規模な災害時の応援に関する協定書	H23.7.20	国土交通省九州地方整備局	1. 所管施設の被害状況の把握 2. 情報連絡網の構築 3. 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣 4. 災害応急措置 5. その他必要と認められる事項
19	災害時における物資供給に関する協定書	H23.7.29	NPO法人コメリ災害対策センター	物資の供給について
20	緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書	H23.11.21	西日本電信電話株式会社大分支店	津波避難ビルとしての使用について
21 24	津波災害時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	H23.12.22	・九州特殊土木株式会社 ・加宝インテックビル(小門義資) ・エクレールヤスタ(安田康司) ・パークサイド野上II(有限会社野上	津波避難ビルとしての使用について
25	災害時における相互応援協定書	H26.8.26	島原市	1. 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣 2. 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 3. 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供 4. 被害状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報のウェブサイト上での代行発信 5. 特に要請があった事項
26	避難所施設利用に関する協定書	H27.8.18	大分県立高田高等学校	避難所としての使用について
27	大分県防災行政無線地方支局及び地方支所局の管理・運用に関する協定	H27.11.6	大分県	・高田庁舎のIP電話機、防災FAX、260M無線装置、一斉受令端末、警報表示板、ネットワーク機器 ・高田庁舎、真玉庁舎、香々地庁舎の震度情報収集装置の管理・運用に関する協定
28	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	H29.1.23	西日本電信電話株式会社大分支店	被災者等が無料で利用できる発信専用の電話回線の設置
29	災害時における物資の受入等に関する協定書	H29.3.24	大分北部中核工業団地立地企業連絡協議会	1. 物資の一時的な保管場所の提供 2. フォークリフト等の荷役資機材の提供
30	災害時等における支援活動に関する協定書	H29.12.7	西高森林組合	交通の妨げとなる樹木の伐採、倒木の除去及び処分について
31	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	H30.3.28	ゼンリン	1. 住宅地図、広域図の無償貸与 2. 住宅地図インターネット配信サービスの利用
32	津波避難時における古本青果有限会社が所有する施設の利用に関する協定書	H30.12.21	古本青果有限会社	緊急避難用駐車場としての使用について
33	災害に係る情報発信等に関する協定	R3.5.6	ヤフー株式会社	1. 市ホームページの災害時のアクセス負荷の軽減するため、キャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載・周知 ※「高齢者等避難」を発令したら無料で自動でスイッチング。(連絡不要) 2. ヤフー関連アプリをダウンロードしている住民に緊急情報を直接提供可

項	協定、覚書等の名称	締結日	締結相手	内容
34	包括連携協定	R5.2.27	生活協同組合コープおおいた	災害時の食料や飲料水、生活必需品の提供。避難所等への物資の配送。

○豊後高田市防災会議条例

平成17年3月31日

条例第16号

改正 平成24年9月28日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、豊後高田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊後高田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 大分県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

- (3) 大分県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が必要と認める者

6 前項の委員の定数は、20人以内とする。

7 第5項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大分県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に豊後高田市防災会議の委員である者は、第1条の規定による改正後の豊後高田市防災会議条例の規定に基づいて任命された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

○豊後高田市災害対策本部条例

平成17年3月31日

条例第17号

改正 平成24年9月28日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、豊後高田市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充

てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○豊後高田市災害対策本部規程

平成17年3月31日

災害対策本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、豊後高田市災害対策本部条例(平成17年豊後高田市条例第17号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、豊後高田市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、豊後高田市役所内に置く。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充てる。

(本部の所掌事務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 災害情報及び被害報告を収集し、これに基づく適切な措置を関係機関に対して行うこと。
- (2) 救助その他緊急措置に関する労務、施設、物資等に関する計画を樹立し、実施すること。
- (3) 被害の防止及び応急復旧に必要な対策を樹立し、実施すること。

(組織)

第5条 条例第3条第1項の規定により、本部に別表第1に掲げる部及び係を置く。

- 2 部に部長及び副部長を置き、係に係長及び係員を置き、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部及び係の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 4 部長は、本部長の命を受け、分掌事務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 係長は、部長の命を受け、分掌事務を処理する。
- 7 係員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(本部会議)

第6条 本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び各部長をもって構成し、災害予防、災害応急対策その他防災に関する重要事項について協議する。
- 3 本部会議は、必要に応じ本部長が招集する。
- 4 本部長は、本部会議の議長となる。

(事務処理の原則)

第7条 この規程に定める事務は、原則として他のすべての事務に優先して迅速かつ的確に処理しなければならない。

(他の法令との関係)

第8条 災害救助法(昭和22年法律第118号)、消防法(昭和23年法律第186号)、水防法(昭和24年法律第193号)その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより事務を処理しなければならない。

(報告)

第9条 部長は、その活動状況、災害状況等及び所掌事務についてとった措置等について、本部長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成18年2月1日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成21年4月15日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月16日から施行する。

附 則(平成22年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月28日災害対策本部訓令第2号)

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月22日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日災害対策本部訓令第2号)

この訓令は、豊後高田市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例(平成26年豊後高田市条例第6号)の施行の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

部	部長	副部長	係	係長	係員
総務部	総務課長	財政課長 企画情報課長 地域活力創造課長	総務係	総務課防 災対策室 長	防災対策室職員 総務法規係職員 秘書係職員 人事給与係職員 政策企画係職員 地域活力創造課職員 防災無線免許所持者で 本部長が指名するもの
			報道連 絡係	企画情報 課長があ らかじめ 指名する 者	広報係職員 情報推進係職員

			財政管 財係	財政課長 があらか じめ指名 する者	財政課職員
土木部	建設課長	都市建築課長	土木建 築係	建設課長 があらか じめ指名 する者	建設課職員 都市建築課職員
上下水 道部	上下水道 課長	上下水道課長 があらかじめ 指名する者	水道係	上下水道 課長があ らかじめ 指名する 者	管理営業係職員
			下水道 係	上下水道 課長があ らかじめ 指名する 者	工務係職員
福祉保 健部	社会福祉 課長	子育て支援課 長 健康推進課長 人権啓発・部落 差別解消推進 課長	福祉係	社会福祉 課長があ らかじめ 指名する 者	社会福祉課職員 子育て支援係職員 人権啓発・部落差別解 消推進課職員 隣保館職員 児童館職員
			医療防 疫係	健康推進 課長があ らかじめ 指名する 者	母子保健係職員 健康推進課職員

環境部	環境課長	環境課長があらかじめ指名する者	環境係	環境課長があらかじめ指名する者	環境課職員（ごみ清掃工場職員を含む。）
経済部	商工観光課長	商工観光課長があらかじめ指名する者	経済係	商工観光課長があらかじめ指名する者	商工観光課職員（観光振興推進室職員を含む。）
農林業部	農業振興課長	耕地林業課長 農業地域支援室長 農業委員会事務局長	農業係	農業振興課長があらかじめ指名する者	農業振興課職員 農業地域支援室職員 農業委員会事務局職員
			耕地林業係	耕地林業課長があらかじめ指名する者	耕地林業課職員
機動部	会計課長	税務課長 市民課長 保険年金課長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長	業務支援係	税務課長があらかじめ指名する者	税務課職員 市民課職員 保険年金課職員 会計課職員 議会事務局職員 選挙管理委員会事務局職員 監査委員事務局職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の

					17の規定による派遣職員
消防部	消防長	消防本部総務課長 消防署長	消防係	消防署長 (兼)	消防本部職員
真玉地域部	教育委員会事務局 教育総務課長	教育委員会事務局文化財室長 教育委員会事務局学校教育課長 学校給食センター所長	地域一係	教育委員会事務局 教育総務課長があらかじめ指名する者	教育総務課職員 中央公民館職員
			文教係	教育委員会事務局 文化財室長があらかじめ指名する者	文化財室職員 学校教育課職員 調理員であった職員で本部長が指名する者 幼稚園職員
香々地域部	地域総務二課長兼 水産・地域産業課長	地域総務二課長があらかじめ指名する者	地域二係	地域総務二課長があらかじめ指名する者	地域総務二課職員 水産・地域産業課職員

別表第2(第5条関係)

部	係	分掌事項
総務部	総務係	(1) 災害活動対策の総括及び調整に関すること。

		<p>(2) 大分県災害対策本部その他関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 本部会議に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊、警察等の派遣要請に関すること。</p> <p>(5) 防災行政無線等に関すること。</p> <p>(6) 災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。</p> <p>(7) 避難情報の発令に関すること。</p> <p>(8) 各部との連絡調整に関すること。</p> <p>(9) 職員の動員及び配備計画に関すること。</p> <p>(10) 他の地方公共団体との相互応援に伴う職員の派遣及び受け入れに関すること。</p> <p>(11) 庁舎の維持管理に関すること。</p>
	報道連絡係	<p>(1) 被害写真の収集と提供に関すること。</p> <p>(2) 報道機関に対する連絡調整及び情報の提供に関すること。</p> <p>(3) 警察その他関係機関との情報連絡に関すること。</p> <p>(4) 市民に対する各種媒体を活用した災害情報の広報（車両広報を除く）に関すること。</p> <p>(5) ケーブルネットワーク施設に関すること。</p> <p>(6) 市のネットワーク設備及び電算システムに関すること。</p>
	財政管財係	<p>(1) 災害対策に係る予算措置に関すること。</p> <p>(2) 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府関係機関等との連絡に関すること。</p> <p>(3) 市有財産の被害状況調査、応急対策及び復旧計画に関すること。</p> <p>(4) 災害対策に必要な車両の確保及び輸送計画に関すること。</p>
土木部	土木建築	<p>(1) 被害箇所の拡大防止に関すること。</p>

	係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 河川水位の監視及び警戒に関する事。</li> <li>(3) 被災建築物に関する事。</li> <li>(4) 被災者の一時的な公営住宅入居に関する事。</li> <li>(5) 応急仮設住宅の建築及び管理に関する事。</li> </ul>
上下水道部	水道係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 飲料水の衛生の維持に関する事。</li> <li>(2) 給水要請への対応に関する事。</li> <li>(3) その他水道関係に関する事。</li> </ul>
	下水道係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 下水道関連施設の維持及び管理に関する事。</li> </ul>
福祉保健部	福祉係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>(2) 救援及び見舞金品の受付及び配分に関する事。</li> <li>(3) 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。</li> <li>(4) 避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>(5) 奉仕団の受入れ及び配備に関する事。</li> <li>(6) 被災したひとり親家庭に関する事。</li> <li>(7) 災害ボランティアの受入れ及び配備に関する事。</li> <li>(8) 避難行動要支援者名簿の情報提供・収集・連絡調整に関する事。</li> <li>(9) 保育園に関する事。</li> </ul>
	医療防疫係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者の医療、助産及び救護に関する事。</li> <li>(2) 救護所の設置に関する事。</li> <li>(3) 医療機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>(4) 感染症、食中毒等の予防に関する事。</li> </ul>
環境部	環境係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境衛生及び公害調査に関する事。</li> <li>(2) 清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関する事。</li> <li>(3) ごみ及びし尿の非常処理計画及び実施に関する事。</li> <li>(4) 所管施設の管理及び必要施設の応急設置に関する事。</li> <li>(5) 遺体の収容及び埋火葬に関する事。</li> </ul>

		<p>(6) 災害時の消毒及びねずみ族並びに害虫の駆除に関する こと。</p> <p>(7) 避難所におけるペットの取り扱いに関する こと。</p>
経済部	経済係	<p>(1) 中小企業の災害復旧資金の融資等に関する こと。</p> <p>(2) 災害物資に関する こと。</p>
農林業 部	農業係	<p>(1) 農作物及び農業施設資材関係の被害状況調査に関する こと。</p> <p>(2) 炊き出しに要する食材の確保に関する こと。</p> <p>(3) り災農業者に対する融資等に関する こと。</p> <p>(4) 農業関係機関との連絡調整に関する こと。</p>
	耕地林業 係	<p>(1) 土地改良区、水利施設管理者等との連絡調整・協力要 請に関する こと。</p> <p>(2) 干拓地等の内水排除に関する こと。</p> <p>(3) 森林組合との連絡調整・協力要請に関する こと。</p>
機動部	業務支援 係	<p>(1) 災害応急資機材及び水防資機材の作成並びに設営に関 すること。</p> <p>(2) 市民への各種相談窓口の設置に関する こと。</p> <p>(3) り災者に対する市税の納期限、徴収の猶予及び減免措 置に関する こと。</p> <p>(4) り災証明の発行に関する こと。</p>
消防部	消防係	<p>(1) 気象情報、予報、警報等の収集伝達に関する こと。</p> <p>(2) 市民に対する災害情報の広報に関する こと。</p> <p>(3) 火災原因並びに損害調査に関する こと。</p> <p>(4) 災害に対する警戒及び防御に関する こと。</p> <p>(5) 消防団員の動員・配備による、避難者の誘導及び救助 に関する こと。</p> <p>(6) 人命救助及び救急活動に関する こと。</p> <p>(7) 行方不明者の捜索に関する こと。</p> <p>(8) 災害通信の運用に関する こと。</p>

真玉地 域部	地域一係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所の開設に関すること。</li> <li>(2) 現地災害対策本部に関すること。</li> <li>(3) 輸送用車両の確保、配車等に関すること。</li> <li>(4) 庁舎等の維持管理に関すること。</li> </ul>
	文教係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所（学校）の供与及び管理並びに避難所業務の支援に関すること。</li> <li>(2) 災害時に対応する教育に関すること。</li> <li>(3) P T A等関係団体への協力要請に関すること。</li> <li>(4) 炊き出しに関すること。</li> </ul>
香々地 地域部	地域二係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所の開設に関すること。</li> <li>(2) 現地災害対策本部に関すること。</li> <li>(3) 輸送用車両の確保、配車等に関すること。</li> <li>(4) 庁舎等の維持管理に関すること。</li> <li>(5) 水産関係に関すること。</li> </ul>

○豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年7月1日

条例第159号

改正 平成23年12月19日条例第26号

平成31年3月28日条例第4号

令和元年12月19日条例第23号

令和7年3月18日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第10条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控

除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に定める場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認める場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げ

る被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、次に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)であり、かつ、次のいずれかに該当する場合  
ア 家財についての被害金額がその価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合

150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金の据置期間は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントを超えない範囲内で規則で定める率とする。

(連帯保証人)

第15条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を付さなければならない。

2 連帯保証人の負担する保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第16条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(豊後高田市災害弔慰金等支給審査委員会)

第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、豊後高田市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委員の委嘱又は任命に係る当該災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議が終了した日までとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月19日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成31年3月28日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月19日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月18日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年豊後高田市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年8月11日

規則第35号

改正 平成31年3月28日規則第5号

令和元年12月19日規則第19号

令和7年3月18日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年豊後高田市条例第159号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給の手続)

第2条 市長は、条例第8条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日

(2) 死亡(行方不明を含む。以下同じ。)の年月日及び死亡の状況

(3) 死亡者の遺族に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害弔慰金の必要書類の提出)

第3条 市長は、豊後高田市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書等を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 障がい者の氏名、性別及び生年月日

(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又

は疾病の状況

- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(災害障害見舞金の必要書類の提出)

第5条 市長は、豊後高田市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書等を提出させるものとする。

2 市長は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

(災害援護資金の利率)

第6条 条例第14条に規定する規則で定める率は、無利子とする。

(災害援護資金借入れの申込)

第7条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付を受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 連帯保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害の受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(災害援護資金支給に関する調査)

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(災害援護資金支給の手続き)

第9条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けることを決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けないことを決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(災害援護資金借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けたものは、速やかに連帯保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受ける者(以下「借受人」という。)及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(災害援護資金貸付金の交付)

第11条 災害援護資金貸付金の交付は、借用書を受理した後、市長が指定する借受人名義の預貯金口座へ振込の方法により行う。

(災害援護資金貸付金償還の完了)

第12条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

(災害援護資金貸付金繰上償還の申し出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(災害援護資金貸付金償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、災害援護資金貸付金償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認めることを決定したときは、支払いを猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めないことを決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（災害援護資金貸付金違約金の支払免除）

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認めることを決定したときは、違約金の支払免除する期間及び支払を免除する金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めないことを決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（災害援護資金貸付金の償還免除）

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた

ことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認めることを決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めないことを決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人は、借受人又は連帯保証人の氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動が生じたときは、速やかに市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(豊後高田市災害弔慰金等支給審査委員会の組織)

第19条 条例第17条第1項に規定する豊後高田市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求

め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第22条 第19条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日規則第5号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月19日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月18日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日	
障 害 の 部 位			初 診 年 月 日	年 月 日	
既 往 症		既存 障害	治 癒 年 月 日	年 月 日	
療養の内容及び経過					
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)				
関 節 運 動 範 囲	種類範囲				
	部位				
		右			
		左			
		右			
		左			
上記のとおり診断します。 郵便番号_____電話番号_____					
年 月 日 病院又は 所在地_____ 診療所の 名称_____					
診療担当者 氏 名 _____ (印)					

様式第2号(第7条関係)

災害援護資金借入申込書

* 受付日		* 受付番号		* 受付者		* 貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦		いつまでに返せますか		年 月 ( 回)		
借入申込者について	フリガナ		氏名		男 ・ 女		年 月 日生( 歳)	
	フリガナ		現住所		( 方) 〒		郵便番号 電話番号	
	本籍		職業		勤務先の名称と所在地			
	世帯収入の状況と		氏名		世帯主との続柄		年齢 健否 職業 収入(月収) 勤務先・学校名	



(連帯保証人が書いてください。)	氏名				男・女	年 月 日生( 歳)		
	現住所				本籍地			
	職業		月取	円	申込者との係		家族数	人
	資産	土地	(1) 宅地 m <sup>2</sup> (2) 田畑 m <sup>2</sup> (3) 山林 m <sup>2</sup>		勤務先	名称		
		建物	(1) 自宅 m <sup>2</sup> (2) その他 m <sup>2</sup>			所在地	電話	
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況							(有・無) (状況)	
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無							(有・無)	
資金の用途	資金の使い方総額				円	資金の内訳		
	に				円	災害援護資金で		
	に				円	手持資金 で		
	に				円	その他( )で		
	に				円	合計 円		

被害の状況	被災時の具体的状況			負傷	全治	箇月	
	住居の被害		(1) 全壊	(2) 半壊			
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳(畳中で畳が被害)		
		洋服だんす					
		鏡台			障子		
		腰掛机			ふすま		
		本箱・本棚					
		食器・戸棚			小計		
食卓・茶ぶ台				その他被害のあった家財			
げた箱							

照 明 器 具			品 名	現 在 購 入 に 要 す る 費 用	被 害 額
じゅうたん					
扇 風 機					
石油ストーブ					
電気やぐらこたつ					
電気冷蔵庫					
電気・ガス炊飯器					
電気洗たく機					
電気掃き機					
ミ シ ン					
電気アイロン					
自 転 車					

	テレビ					
	ラジオ					
	柱時計					
	目覚し時計				小計	
	紳士用腕時計				合計	

上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。

年 月 日

借入申込者 ㊟

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 ㊟

豊後高田市長 様

様式第3号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長

印

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、次のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

貸付番号 第 号  
貸付金額 円  
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還方法 年 賦 半年賦 月 賦  
利 子 年 パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 貸付金交付日 年 月 日
- 場 所
- 御持参なさるもの
  - この通知書
  - 同封の借用書
  - あなたの印鑑
  - あなたと連帯保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長

印

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第5号(第10条関係)

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円  
利 子 年 パーセント  
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還方法 年 賦 半年賦 月 賦  
延滞利率 年 パーセント

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借 受 人 氏 名

㊦

住 所

連 帯 保 証 人 氏 名

㊦

様式第6号(第13条関係)

繰上償還申出書

次のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所  
氏 名



豊後高田市長 様

貸付番号  
借受人氏名  
貸付けを受けた日  
貸付けを受けた金額  
償還期限  
償還金額  
償還未済額  
繰上償還をする日  
繰上償還をする金額

様式第7号(第14条関係)

償還金支払猶予申請書

次のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人住所  
氏名  
連帯保証人住所  
氏名

印

印

豊後高田市長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付けの条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予 期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長

印

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出があった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	箇月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

様式第9号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長

印

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。  
(不承認の理由)

様式第10号(第15条関係)

違約金支払免除申請書

次のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人住所  
氏名 印  
連帯保証人住所  
氏名 印

豊後高田市長 様

貸付番号						
支払免除を申請する違約金の金額				円		
内容	回数	期別	元	金	利子	申請日までの違約金
		年 月期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由						

様式第11号(第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長

印

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出がありました違約金の支払免除につきましては、次のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第12号(第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長

印

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出がありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

様式第13号(第16条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円 (償還未済額の全部一部で 円)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借相 受人又はその人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
連帯保証人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地		
<p>上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>豊後高田市長 様</p> <p style="text-align: right;">免除申請者 (印)</p>					

様式第14号(第16条関係)

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長

印

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出があった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行う  
ことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年  
パーセントの率で違約金が更に加算されます。

様式第15号(第16条関係)

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長



災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出があった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年パーセントの率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号(第18条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号			
借 受 人	氏 名		住 所
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)	
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。			
年 月 日			
借 受 人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 ㊦			
連帯保証人 住 所 氏 名 ㊦			
豊後高田市長 様			

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第13条関係)

様式第7号(第14条関係)

様式第8号(第14条関係)

様式第9号(第14条関係)

様式第10号(第15条関係)

様式第11号(第15条関係)

様式第12号(第15条関係)

様式第13号(第16条関係)

様式第14号(第16条関係)

様式第15号(第16条関係)

様式第16号(第18条関係)

○豊後高田市災害弔慰金等支給要綱

平成18年8月11日

告示第75号

改正 平成26年5月28日告示第55号

(目的)

第1条 この要綱は、豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年豊後高田市条例第159号。以下「条例」という。)の適用を受けない災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることのうち、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第1条に規定する災害を除いたものをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、豊後高田市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が次のいずれかに該当する大分県内(以下「県内」という。)の災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 被害が発生した市町村を含む地域に対して、大分地方気象台が警報又は特別警報を公表したとき(ただし、海上警報は除く。 )。

(2) 被害が発生した市町村で、福岡管区気象台が震度4以上を観測し、発表したとき。

(3) 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して、福岡管区気象台が津波注意報、津波警報又は大津波警報を発表したとき。

(4) 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳、伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報又は噴火警報を発表したとき。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めたときは、その遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位は、条例第4条の規定の例によるものとする。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けられることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居あわせた者についての死亡の推定については、条例第6条の規定の例によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、条例第7条の各号に掲げる場合は支給しない。

(支給の手続き)

第 8 条 災害弔慰金の支給の手続きについては、条例第 8 条の規定の例によるものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市は市民が災害により県内で第 3 条第 1 項のいずれかの災害において負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障がい者 1 人当たりの災害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 125 万円とし、その他の場合にあっては、62 万 5,000 円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害見舞金について準用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 28 日告示第 55 号)

この告示は、公示の日から施行する。

○豊後高田市災害見舞金等支給要綱

平成25年6月28日

告示第63号

改正 平成27年3月26日告示第27号

(目的)

第1条 この要綱は、市民が災害救助法(昭和22年法律第118号)、豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年豊後高田市条例第159号)、豊後高田市災害弔慰金等支給要綱(平成18年豊後高田市告示第75号)及び豊後高田市災害被災者住宅再建等支援金交付要綱(平成20年豊後高田市告示第72号)の適用を受けない災害により被害を受けた場合において、災害見舞金又は災害弔慰金(以下「見舞金等」という。)の支給を行い、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 市内で発生した火事、地震、洪水、高潮、津波、暴風等による被害をいう。

(2) 住家 現に居住している家屋(借家、アパート等の賃貸住宅を含む。)をいう。

(3) 市民 災害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(被害認定)

第3条 被害の認定は、国が定める災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)又は豊後高田市消防本部からの豊後高田市災害見舞金等支給に伴う通知書(別記様式)に基づき、市長が行うものとする。

(災害見舞金の支給)

第4条 市は、市民が災害により被害を受けたときは、その住家の世帯主(当該災害により世帯主が死亡したときは、当該死亡者の遺族をいう。以下この条において同じ。)に対し、災害見舞金を支給する。この場合において、当該災害により被害を受けた住家に、生計を一にする2以上の世帯が居住していたときは、そのいずれかの世帯の世帯主に災害見舞金を支給する。

2 災害見舞金の支給額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 住家が全焼、全壊又は流出したとき 1世帯につき5万円

(2) 住家が半焼、半壊、半流失、部分焼、部分壊又は床上浸水したとき 1世帯につき2万円

(災害弔慰金の支給)

第5条 市は、市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害弔慰金の支給額は、死亡者1人につき5万円とする。

(見舞金等を支給する遺族)

第6条 前2条に定めるもののほか、見舞金等を支給する遺族は災害が発生した当時本市の区域内に住所を有した者とし、当該遺族の範囲、順位等については豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年豊後高田市条例第159号)第4条の規定を準用する。

(支給の制限)

第7条 市は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、被害が世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失によるときは、見舞金等を支給しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日告示第27号)

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

豊後高田市災害見舞金等支給に伴う通知書

年 月 日

豊後高田市長 様

豊後高田市消防長

印

り災者氏名	
り災者住所	
り災者生年 月日・年齢	年 月 日（ 歳）
り災日時	年 月 日 時 分
り災状況	----- ----- ----- -----
り災の種類	全焼・全壊・流失 半焼・半壊・半流失・部分焼・部分壊・床上浸水 死亡
その他 参考事項	----- ----- -----

※世帯員が死亡した場合は、その他参考事項の欄に世帯員の氏名及び世帯主との続柄を記載すること。

○豊後高田市災害被災者住宅再建等支援金交付要綱

平成20年8月18日

告示第72号

改正 平成24年6月28日告示第75号

平成28年3月31日告示第54号

令和3年2月8日告示第8号

令和7年3月31日告示第41—5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において、被災住民の自立復興を促すとともに、被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため、予算の範囲内において当該被災住民に支援金を支給することについて、豊後高田市補助金等交付規則(平成17年豊後高田市規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失した、次に掲げる被害の程度をいう。
  - ア 住宅の全部が倒壊、流失、埋没又は焼失したもの
  - イ 補修により被災前の住宅の状態に復旧することが困難なものであって、住宅の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が当該住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの
  - ウ 補修により被災前の住宅の状態に復旧することが困難なものであって、住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (3) 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失した、次

に掲げる被害の程度をいう。

ア 補修により被災前の住宅の状態に復旧することが可能なものであって、住宅の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が当該住宅の延床面積の20%以上70%未満の程度のもの

イ 補修により被災前の住宅の状態に復旧することが可能なものであって、住宅の主要な構成要素の経済的被害が当該住宅に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上50%未満の程度のもの

(4) 床上浸水 住宅の床より上に浸水したもの又は全壊若しくは半壊には該当しないが、土砂竹林のたい積により一時的に居住することができないものをいう。

(5) 住宅 現実に居住のため使用している建物であり、社会通念上の住宅であるかは問わない。

(6) 複数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である世帯

(7) 単数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯

(適用条件)

第3条 この要綱は、本市において自然災害が発生し、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

(1) 本市を含む地域に対して、大分地方気象台が気象業務法(昭和27年法律第165号)上の警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮)を公表したとき(ただし、海上警報を除く。)

(2) 本市で、福岡管区気象台が震度4以上の地震を観測し、公表したとき。

(3) 本市を含む津波予報区に対して、福岡管区気象台が津波注意報又は津波警報を公表したとき。

(4) 福岡管区気象台が、九重山、鶴見岳、伽藍岳又は由布岳に噴火警報又は火口周辺警報を公表したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(支援対象者等)

第4条 この支援金の支給の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、自然災害によって、その居住する住宅が全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた世帯又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他これに準ずるやむをえない事由により当該住宅を解体し、若しくは解体されるに至った世帯又は火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(以下「長期避難世帯」という。)のうち、自然災害が発生した日(以下「被災日」という。)において豊後高田市内に居住しており、その後も豊後高田市内に引き続き居住する世帯の世帯主とする。

- 2 住宅の被害認定は、市長が発行するり災証明によるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき支援を受ける者は、支援対象者としなない。ただし、半壊の被害を受けた者のうちその住宅の損害割合が30%以上40%未満で当該住宅を解体しない場合に限り支援対象者とする。

(支援金の支給)

第5条 この支援金は、前条で定める支援対象者に対し、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ別表に掲げる額を上限として、支給するものとする。

- (1) 支援対象者が居住する住宅の被害状況に応じた支援金(以下「基礎支給支援金」という。)
  - (2) 支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態に応じた支援金(以下「加算支給支援金」という。)
- 2 支援対象者が同一の自然災害により別表のア、イ及びウ又はエ、オ及びカに掲げる各項目のうち2以上に該当するときの加算支給支援金の上限額は、当該各項目に定める額のうち最も高い額とする。

(支援金の支給申請)

第6条 支援対象者は、支援金の支給申請をしようとするときは、市長が別に定める日までに、次に掲げる書類を添付し、豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
- (2) 次のいずれかを証明する書類
  - ア 住宅が全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けたことが確認できる市町村の発行する災害証明書
  - イ 住宅が半壊し、又は、住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その他これに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類
  - ウ 長期避難世帯に該当する旨の市町村の発行する証明書
- (3) 加算支給支援金の支給申請を行う場合、住宅を建設、購入、補修若しくは賃借したこと又はこれらをしようとすることが確認できる契約書等の写し

2 前項の規定にかかわらず、2回目以降の支給申請にあたっては、前項第1号及び第2号に掲げる書類は不要とする。

(支援金の支給決定)

第7条 市長は、支援金の支給申請が適正であると認めるときは、支援金の支給を決定し、その旨を豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給決定通知書(様式第2号)により当該支援対象者に通知する。

2 市長は、支援金の支給申請を却下することを決定した場合は、その旨を豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(支給決定の取消)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「支援決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 支援金の支給の決定の内容、若しくはこれに附した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、当該支援決定者に、豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給決定取消通知書(様式第4号)を送付するものとする。

(支援金の返還請求)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されている時は、豊後高田市災害被災者住宅再建支援金返還請求書(様式第5号)により、期限を定めて、当該支援決定者に支援金の返還を請求するものとする。

(書類の保管等)

第10条 支援決定者は、当該支援金に係る書類を整備しておくと共に、支援金の支給の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しておくなければならない。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 豊後高田市災害被災者住宅再建等支援事業費補助金交付要綱(平成18年豊後高田市告示第74号)は、廃止する。

附 則(平成24年6月28日告示第75号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第54号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月8日告示第8号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第41—5号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(単位:千円)

支援金の区分	世帯区分	支援対象者が居住する住宅の被害状況		
		支援対象者の居住する住宅が全壊した場合又はその住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他これに準ずるやむをえない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った場合又はその住宅が火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる場合	支援対象者の居住する住宅が半壊した場合	支援対象者の居住する住宅が床上浸水した場合
基礎支給支援金	単数世帯	750	375	37
	複数世帯	1,000	500	50
加算支給支援金		支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態		
		支援対象者の居住する住宅が全壊した場合又はその住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要	支援対象者の居住する住宅が半壊した場合	

<p>があることその他これに準ずるやむをえない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った場合又はその住宅が火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる場合</p>					
ア 支援	イ 支援	ウ 支援	エ 支援	オ 支援	カ 支援
対象者の居住する住宅を建設し、又は購入する場合	対象者の居住する住宅を補修する場合	対象者の居住する住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住	対象者の居住する住宅を建設し、又は購入する場合	対象者の居住する住宅を補修する場合	対象者の居住する住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する場合

				宅を 除く。) を賃 借する 場合			合
	単数世帯	1,500	750	375	750	600	375
	複数世帯	2,000	1,000	500	1,000	800	500
※	単数 世帯	—	—	—	—	225	187.5
	複数 世帯	—	—	—	—	300	250

※ 被災者生活再建支援法による支援と併給する場合の金額

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

豊後高田市長 様

豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給申請書(第 回目)  
豊後高田市災害被災者住宅再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

\* 世帯主以外の方が申請する場合はその理由

[ ]

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。(単数・複数)

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)	
氏名	

(3) 被災した住宅の住所

住 所	〒
-----	---

2 被災世帯の現住所及び電話番号を記載してください。

現在の住所	〒
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号	口座名義人
		普通・当座・その他		

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。(被災日： 年 月 日)

被害状況	(1 全壊 2 長期避難 3 半壊 4 床上浸水 5 敷地被害その他の理由による解体)
------	---

\*4 を選択した場合は、下欄に理由を記載してください。

(理由)	
------	--

5 被災者生活再建支援法(国制度)による支援の申請について○で囲んでください。

被災者生活再建支援法(国制度)による支援を( 申請している 申請していない )
---

6 申請する基礎支給支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。  
 (初めて記入する場合は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。)

区 分	申請額(A)		備考(添付書類等)	申請額(A) 円
	複数世帯	単身世帯		
全壊 長期避難	100万円	75万円	住民票の写し 災証明書 預金通帳等の写し その他( )	
半壊	50万円	37万5千円		
床上浸水	5万円	3万7千円		

7-1 申請する加算支給支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。  
 (被災者生活再建支援制度の支援対象でない場合)

区 分	居住確保の形態	今回申請(B)		受給済(C)		備考(添付書類等)
		複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊 長期避難	建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し
	補修	100万円	75万円			
	賃貸住宅 *公営住宅除く	50万円	37万5千円	50万円	37万5千円	
半壊	建設・購入	100万円	75万円	80万円	60万円	その他( )
	補修	80万円	60万円			
	賃貸住宅 *公営住宅除く	50万円	37万5千円	50万円	37万5千円	
						申請額(B-C) 万円

7-2 申請する加算支給支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。  
 (被災者生活再建支援制度の支援対象となる場合)

区 分	居住確保の形態	今回申請(B)		受給済(C)		備考(添付書類等)
		複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
半壊	補修	30万円	22万5千円			契約書の写し
	賃貸住宅 *公営住宅除く	25万円	18万7,500円	25万円	18万7,500円	その他( )
						申請額(B-C) 万円

豊後高田市記入欄
災害名 :

様式第2号(第7条関係)

豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長



年 月 日に申請のあった災害被災者住宅再建支援金については、下記のとおり支給することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 (支給予定日 年 月 日)
- 4 支給条件

(1) 当該支援金に係る書類を整備しておくと共に、支援金交付日の属する会計年度の翌年度から、5年間保管してください。

(2) その他、豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給事業実施要綱の定めに従ってください。

(3) 豊後高田市長は、被災者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができます。

①偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき

②他支援金の支給の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき

また、支給決定を取り消したときに、取消に係る支援金をすでに支給している場合には、期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合に、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただくとともに、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

(4) 支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納額と相殺することになります。

様式第3号(第7条関係)

豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給却下決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長

印

年 月 日に申請のあった災害被災者住宅再建支援金については、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

( 理 由 )

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して、3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

様式第4号(第8条関係)

豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長



年 月 日付け 第 号にて通知した 災害に係る災害被災者住宅再建支援金の支給については、下記の理由により支給決定の(全部・一部)を取り消します。

記

( 理 由 )

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して、3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

様式第5号(第9条関係)

豊後高田市災害被災者住宅再建支援金返還請求書

第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長



年 月 日付け 第 号で支給通知しました災害被災者住宅再建支援金については、下記の理由により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

- (1) 支援金の受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
- (2) 返還期限までに返還の納付がない場合には、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

○豊後高田市税減免に関する規則

平成17年3月31日

規則第43号

改正 平成20年3月19日規則第2号

平成20年6月18日規則第27号

平成20年11月17日規則第37号

平成24年10月31日規則第37号

平成25年6月28日規則第31号

平成27年12月28日規則第40号

平成30年2月26日規則第2号

平成31年3月28日規則第8号

令和元年9月20日規則第10号

令和2年5月28日規則第28号

令和3年6月30日規則第21号

令和4年6月22日規則第11号

令和6年12月2日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊後高田市税条例(平成17年豊後高田市条例第50号。以下「市税条例」という。)第51条第1項、第71条第1項、第81条の8、第89条第1項、第90条第1項及び第139条の2第1項並びに豊後高田市民国健康保険税条例(平成17年豊後高田市条例第52号。以下「国保税条例」という。)第25条の2第1項及び第2項の規定に基づき、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び国民健康保険税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免)

第2条 市税条例第51条第1項各号に規定する者の市民税の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受ける者賦課期日後生活扶助を受けることとなった者は、その日以後に到来する納期に係る税額を免除する。

- (2) 生徒及び学生 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条又は附則第3条に規定する学校の生徒又は学生で当該年度の市民税が均等割のみのものについては、全額免除する。
- (3) 公益社団法人、公益財団法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人で、収益事業を営まない法人については、均等割を免除する。
- (4) 廃業、休業、疾病その他の理由により当該年の所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者で、前年中の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))又は法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))がある場合には、当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。)が400万円以下で、当該年の合計所得金額の見込額(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第13条の規定により支払われるべき基本手当がある場合には、これを含む。))が、前年に比し10分の3以上減少すると認められる場合においては、当該事由の発生した日以後に到来する納期に係る税額につき、次の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
		10分の3以上10分の5未満のとき。
200万円以下であるとき。	2分の1	全額
300万円以下であるとき。	4分の1	2分の1

400万円以下であるとき。	8分の1	4分の1
---------------	------	------

(5) 火災、震災、風水害その他これに類する災害(以下「災害」という。)により、納税義務者が次の事由に該当することとなった場合においては、当該災害後に到来する納期に係る税額について、次の区分により軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全額
障害者(法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となった場合	10分の9

(6) 災害による納税義務者(納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅(不動産事業に係る住宅を除く。)又は日常使用する家財(以下「住宅等」という。)につき、災害により受けた損害金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅等の価格の10分の3以上であるもので前年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合においては、当該年度分の災害後に到来する納期に係る税額につき、次の区分により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき。	10分の5以上のとき。
500万円以下であるとき。	2分の1	全額
750万円以下であるとき。	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき。	8分の1	4分の1

(7) 災害による農作物の損害については、減収損失額の合計額(農作物の減収価格から農業保険法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が平年における農作物に

よる収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、災害後に到来する納期の農業所得に係る市民税の所得割額(当該年度分の市民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)につき、次の区分により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき。	全額
400万円以下であるとき。	10分の8
550万円以下であるとき。	10分の6
750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超えるとき。	10分の2

(8) 前各号に定めるもののほか、特別の理由により納税が困難と認められる場合は、市長は実情に応じて市民税を軽減し、又は免除する。

(固定資産税の減免)

第3条 市税条例第71条第1項各号に規定する固定資産税の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 貧困による生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
  - ア 生活保護法の規定による保護を受ける者、賦課期日後に保護を受けることとなった者は、その日以後の納期に係る税額を免除する。
  - イ 生活保護法による保護の基準以下でア以外の扶助を受ける者 10分の5
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) 全額を免除する。
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
  - ア その者の所有に係る土地が流失、埋没又は崩壊等により作付不能又は収穫皆無著しく使用不能となった場合においては、当該土地に対する固定資産税の災害後の納期に係る税額について次の区分

による割合を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

当該土地の面積に対する被害面積の程度	軽減又は免除の割合
10分の8以上	全額
10分の6以上10分の8未満	10分の8
10分の4以上10分の6未満	10分の6
10分の2以上10分の4未満	10分の4

イ その者の所有に係る家屋が災害により損害を受けた場合においては、当該家屋に対する固定資産税の災害後の納期に係る税額については、次の区分による割合を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	全額
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	10分の4

ウ 償却資産については、イに準じて軽減し、又は免除する。

(4) 前号の固定資産について保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額があるときは、その金額に相当する価値は減じなかったものとみなす。

(種別割の減免)

第4条 市税条例第89条第1項及び第90条第1項に規定する種別割の減免は、次に定めるところによる。

(1) 当該種別割の全額を免除する。

(2) 免除の対象となる種別割は、1人の身体障害者等が所有する軽自

自動車等について1台に限るものとする。ただし、他に自動車を所有し、自動車税を免除されている場合においては、種別割を免除しないものとする。

- (3) 免除を受ける者に対して所有権を留保して軽自動車等の販売が行われている場合においては、当該売主に対しても種別割を免除するものとする。

(環境性能割の減免)

第4条の2 市税条例第81条の8に規定する環境性能割の減免は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 市税条例第81条の8第1項第1号の規定に該当する軽自動車の取得に対しては、当該軽自動車の取得に係る環境性能割の全額を免除する。
- (2) 市税条例第81条の8第1項第2号の規定に該当する軽自動車の取得に対しては、自家用の軽自動車の取得に限り、当該軽自動車の取得に係る環境性能割額のうち次に掲げる額のうちいずれか少ない額を減免する。ただし、法第177条の17の規定による大分県(以下「県」という。)の条例の定めるところにより当該減免の対象となる市税条例第81条の8第1項第2号に規定する身体障害者等(以下「身体障害者等」という。)のための自動車に係る種別割が減免されている場合(当該自動車に係る自動車届出済証の記載事項が変更された場合(当該自動車が譲渡された場合に限る。)又は返納された場合を除く。)は、この限りでない。

ア 当該軽自動車の取得に係る環境性能割の額

イ 250万円に障害を有する者が運転するため又は当該者の利用に供するための当該軽自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に必要な金額を加算した額に当該軽自動車の取得に対して課すべき環境性能割の税率を乗じて得た額

- (3) 前号の規定により身体障害者等のための環境性能割の減免を受けた場合又は法第167条の規定による県の条例の定めるところにより当該減免の対象となる身体障害者等のための自動車に係る環境性能割が

減免されている場合において、当該減免に係る自動車を所有しているときにあってはその間、当該減免に係る自動車を所有しなくなったときにあってはその取得の日から1年(当該自動車の取得が最初の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条の規定による登録又は最初の同法第59条の規定による検査(検査対象自動車に係るものに限る。))に係るものである場合にあっては2年)以内に行った当該身体障害者等のための新たな軽自動車の取得に係る環境性能割は、減免しない。ただし、新たな軽自動車の取得が次に掲げる取得である場合は、この限りでない。

ア 道路運送車両法第15条第1項の規定に基づく永久抹消登録がされた自動車に代わる軽自動車の取得

イ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受け、又は盗難にかかった自動車に代わる軽自動車の取得

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める軽自動車の取得

(身体障害者の範囲)

第4条の3 市税条例第81条の8第1項第2号に規定する身体に障害を有し、歩行が困難な者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの(市税条例第81条の8第1項第2号に規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する軽自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合又は市税条例第81条の8第1項第2号に規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する軽自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級に該当する者(他の障害を重複する場合は身体障害者手帳の等級が1級又は2級に該当する者を除く。)、体幹不自由につい

て5級に該当する者及び乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について4級から6級までの各級に該当する者(他の障害を重複する場合は身体障害者手帳の等級が1級又は2級に該当する者を除く。)を除く。)

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の一	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
上肢不自由	1級及び2級	
下肢不自由	1級から6級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	
じん臓機能障害	1級及び3級	
呼吸器機能障害	1級及び3級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	
小腸の機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から3級までの各級	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項及び第2項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2又は第1号表の3に規定する重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するも

の(市税条例第81条の8第1項第2号に規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する軽自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合又は市税条例第81条の8第1項第2号に規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する軽自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、障害の程度が下肢不自由について第4項症から第6項症までの各項症並びに第1款症から第3款症までの各款症に該当する者並びに体幹不自由について第5項症及び第6項症並びに第1款症から第3款症までの各款症に該当する者を除く。)

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第一款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(精神障害者の範囲)

第4条の4 市税条例第81条の8第1項第2号に規定する精神に障害を有

し、歩行が困難な者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度がA1又はA2と判定されたもの

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の障害を有するもの

(身体障害者等の環境性能割の減免申請に係る書類)

第4条の5 市税条例第81条の8第3項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳)

(2) 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳

(特別土地保有税の減免)

第5条 市税条例第139条の2第1項に規定する特別土地保有税の減免は、次に定めるところによる。

(1) 公益のために直接専用する土地(有料で使用するものを除く。) 全額を免除する。

(2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地  
災害後に到来する納期に係る税額について、次の区分による割合を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

当該土地の面積に対する被害面積の程度	軽減又は免除の割合
10分の8以上	全額
10分の6以上10分の8未満	10分の8

10分の4以上10分の6未満	10分の6
10分の2以上10分の4未満	10分の4

(3) 前号の土地について保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額があるときは、その金額に相当する価値は減じなかったものとみなす。

(国民健康保険税の減免)

第6条 国保税条例第25条の2第1項に規定する者が、第2条第1号の規定の適用を受けることとなった場合においては、当該事由の発生した日以後到来する納期に係る国民健康保険税額を免除する。

2 国保税条例第25条の2第1項に規定する者が、第2条第4号又は第7号の規定の適用を受けることとなった場合においては、国民健康保険税のうち当該事由の発生した日以後到来する納期に係る所得割額を当該各号の表に定めるところにより軽減し、又は免除する。

3 国保税条例第25条の2第1項に規定する者が、第2条第5号又は第6号の規定の適用を受けることとなった場合においては、国民健康保険税のうち当該事由の発生した日の属する月から起算して1年を経過するまでの間の国民健康保険税額(当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額(当該事由の発生した日の属する月後に到来する納期に係る国民健康保険税額に限る。))の合計額を当該各号の表に定めるところにより軽減し、又は免除する。

4 国保税条例第25条の2第2項に規定する者(以下「旧被扶養者」という。)に係る国民健康保険税のうち被保険者の資格を取得した日(以下「資格取得日」という。)以後到来する納期に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず、これを免除する。

5 旧被扶養者の被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限り、次の各号のいずれかに掲げる割合により、これを軽減する。

(1) 国保税条例第23条各号の規定のいずれの適用も受けない世帯に属する旧被扶養者 5割

(2) 国保税条例第23条第3号の規定の適用を受ける世帯に属する旧被扶養者 減額前の額の3割

6 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限り、次の各号のいずれかに掲げる割合により、これを軽減する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、特定世帯(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。)である場合は、この限りでない。

(1) 国保税条例第23条各号の規定のいずれの適用も受けない特定継続世帯(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。)でない世帯 5割

(2) 国保税条例第23条第3号の規定の適用を受ける特定継続世帯でない世帯 当該減額前の額の3割

(3) 国保税条例第23条各号の規定のいずれの適用も受けない特定継続世帯 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割

(4) 国保税条例第23条第3号の規定の適用を受ける特定継続世帯 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び国保税条例第23条第3号の規定の適用による減額前の額の1割

7 特別な事由により被保険者が療養の給付を受けることができないと認められるときは、その期間に限り当該被保険者に係る国民健康保険税は免除する。

8 前各項に定めるもののほか、特別の理由により納税が困難と認められる場合は、市長は実情に応じて国民健康保険税を軽減し、又は免除する。

(申請書)

第7条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定めるものとする。

(1) 市税条例第51条第2項の申請書 市民税・森林環境税の減免申請書(様式第1号)

(2) 市税条例第71条第2項の申請書 固定資産税の減免申請書(様

式第2号)

- (3) 市税条例第89条第2項又は第90条第2項若しくは第3項の申請書  
軽自動車税種別割減免申請書(様式第3号)
- (4) 市税条例第81条の8の申請書 軽自動車税環境性能割減免申請書(様式第3号の2)
- (5) 市税条例第139条の2第2項の申請書 特別土地保有税の減免申請書(様式第4号)
- (6) 国保税条例第25条の2第3項の申請書 国民健康保険税の減免申請書(様式第5号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。  
(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免に係る減免額)
- 2 国保税条例附則第16項、第17項及び第18項の規定による国民健康保険税の減免に係る減免額については、第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 国保税条例附則第16項第1号に該当する場合 全額
  - (2) 国保税条例附則第16項第2号に該当する場合附則別表第1により算出した対象保険税額に附則別表第2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

附則別表第1(附則第2項関係)

対象保険税額 =  $A \times B / C$

- A 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
- C 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

附則別表第2(附則第2項関係)

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	全額
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

備考

- 1 主たる生計維持者について、事業等を廃止し、又は失業した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、減額又は免除の割合は全額とする。
- 2 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該国民健康保険税の軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う国民健康保険税の減免は行わない。
- 3 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、国民健康保険税の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定する。

ア 附則別表第1のCの合計所得金額は、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いる。

イ 附則別表第2の合計所得金額は、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いる。

附 則(平成20年3月19日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月18日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の豊後高田市税減免に関する規則の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成20年11月17日規則第37号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年10月31日規則第37号)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊後高田市税減免に関する規則の規定は、平成24年10月1日から適用する。

附 則(平成25年6月28日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊後高田市税減免に関する規則の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月28日規則第40号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成30年2月26日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊後高田市税減免に関する規則の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国

民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月20日規則第10号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年5月28日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月30日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月22日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年12月2日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年度市民税・森林環境税減免申請書

年 月 日

豊後高田市長 様

申請者	住所又は所在地	〒									
	法人番号	電話番号 ( )									
	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者名	Ⓜ									

市民税・森林環境税の 軽減 免除 を受けたいため、以下の理由により申請します。

個	年度	通知書番号	第 号					
	人	納税義務者名						
年 税 額		円						
納期別内訳		1 期	2 期	3 期	4 期			
市 民 税		円	円	円	円			
県 民 税		円	円	円	円			
	森林環境税	円	円	円	円			
法 人	事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで						
	課 税 標 準 額	円						
	税 額	均 等 割 額	円					
		法 人 税 割 額	円					
		計	円					
納 期 限	年 月 日							
理由								

備考 軽減又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

年度固定資産税減免申請書

豊後高田市長 様

申請者	住所又は所在地	電話番号 ( )											
	個人番号又は法人番号 (フリガナ)												※右詰めで記載してください。
	氏名又は名称及び代表者名												

固定資産税の 軽減 免除 を受けたいため、豊後高田市税条例第71条第2項の規定により申請します。

固定資産税	納税通知書番号	第 号			
	年 税 額	納 期 別 内 訳			
		1 期	2 期	3 期	4 期
	円	円	円	円	円

申請物件	土 地	所在地	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	課税標準額
	家 屋	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積(m <sup>2</sup> )	課税標準額
	償 却 資 産	所在地	種 類		数 量	課税標準額	

理由

※ 軽減又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して下さい。

様式第3号(第7条関係)

軽自動車税種別割免除申請書

年 月 日

豊後高田市長 様

申請者	住所又は所在地	〒					電話番号 ( )
	個人番号又は法人番号(フリガナ)						※右詰めで記載してください。
	氏名又は名称及び代表者名						㊤

軽自動車税種別割の免除を受けたいので、豊後高田市税条例第89条第2項(第90条第2項又は第3項)の規定により申請します。

車名	型式及び年式	車台番号又は車体番号			
原動機の型式又は原動機番号	型式認定番号	種	別		
用途	申請年月日	車両番号又は標識番号			
主たる定置場の位置					
免除を申請する理由	身体障害者手帳又は療育手帳		障害名	障害等級	
	番号	交付年月日			
	運転免許証	番号	交付年月日	有効期限	免許証の種類
	免許に条件が付されているときは、その条件				
	所有者	住所			
	氏名				
使用者	住所				
	氏名				
その他					

備考 免除を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様式第3号の2(第7条関係)

軽自動車税環境性能割減免申請書											
豊後高田市長 様		申請者住所 (納税義務者)								年 月 日	
豊後高田市税条例第81条の8の規定により軽自動車税環境性能割の減免を申請します。		氏名		(印)		法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 個人番号又は法人番号(右語で記載) <input style="width: 100px; height: 15px;" type="text"/> 電話番号( ) <input style="width: 100px; height: 15px;" type="text"/>					
減免を受けようとする軽自動車	(この欄は「自動車検査証」によって記入してください。)	車両番号		所 有 者							
		大分	カナ	住所				氏名			
住所				氏名							
減免を受けようとする税額等		減免前軽自動車税環境性能割額		軽自動車税環境性能割減免額				改 造 費			
		円		円				千円			
身体障害者等		住 所			氏 名			生年月日		申請人との続柄	
自動車を運転する者		住 所			氏 名			身体障害者等との続柄			
		自動車を運転する者が身体障害者等の場合		身体障害者等が運転する日数		1月に 日		身体障害者等以外の者が運転する日数		1月に 日	
身体障害者手帳等		手帳等の種類		障害等級又は程度		障 害 名 又 は 病 名					
		1 身体障害者手帳		2 戦傷病者手帳							
		3 療育手帳									
		4 精神障害者保健福祉手帳									
		発行元名称		手帳番号		交付年月日					
運 転 免 許 証		運転免許証番号		免許の種類		有効期限		条 件		車 名	
										種別 障害区分 種 級	
備 考		既 減 免 車		車両(登録)番号		移 転		軽自動車税減免日		新車・中古区分	
		有・無				抹消 転出				拡大対象	
										新 規 中 古 移 転 入 登 録 ス ミ	

注1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

様式第4号(第7条関係)

年度特別土地保有税減免申請書

年 月 日

豊後高田市長 様

申請者	住所又は所在地	〒									
	法人番号										
	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者名	Ⓜ									

取得に係る特別土地保有税の軽減を受けたいので、豊後高田市税条例第139条の3  
保有 免除  
第2項の規定により申請します。

土地の所在地	地番	地目	地籍 (m <sup>2</sup> )	取得年月日	取得原因又は目的
特別土地保有税申告額	取得	円			
	保有	円			
減免を申請する税額	取得	円			
	保有	円			
理由					

備考 軽減又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様式第5号(第7条関係)

年度国民健康保険税減免申請書

年 月 日

豊後高田市長 様

申請者(納税義務者)

住(居)所

氏名(名称)



電話番号

国民健康保険税の 軽減 免除 を受けたいので、豊後高田市国民健康保険税条例第25条の2 第3項の規定により申請します。

年 度	年 度	通知書番号第 号							
税 額	年 税 額	納 期 別 内 訳							
		1 期		3 期		5 期		7 期	
		2 期		4 期		6 期		8 期	
軽減 免除 を申請する理由									

備考 軽減又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第3号の2(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)